

第5 所有権移転関係

1 各筆明細

(印)										(印)		
整理番号												
所有権の移転を受ける者の住所及び氏名 (A)		(住所) TEL:		(自治会・班)		(氏名又は名称)		(年齢)		(印)		
所有権を移転する者の住所及び氏名 (B)		(住所) TEL:		(自治会・班)		(氏名又は名称)		(年齢)		(印)		
所有権を移転する土地 (C)										所有権移転の内容 (D)		
大字	所在	地番	地目	面積 m ²	所有権登記の有無	利用目的	所有権の移転時期	対価 (円)	対価の支払方法	対価の支払期限	引渡の時期	備考
						水田	年 月 日		口座振込	年 月 日	年 月 日	
						普通畑						
						樹園地						
						農業用施設用地			直接払			
						その他						
利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係 (E)												
所有権を移転する土地の (B) 以外の権原者等 (F)												
大字	土地の所在		住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考					
	字	地番										
この計画に同意する。												
所有権の移転を受ける者			住所 (同上)							(印)		
所有権を移転する者			住所 (同上)							(印)		
所有権を移転する者以外の者で所有権を移転する土地につき所有権その他の 使用収益権を有する者			住所 (同上)							(印)		

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより行なわれる所有権の移転は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 所有権の移転
1の各筆明細に記載された対価の支払期限までに対価の全部の支払を了したときは、その所有権の移転時期に当該土地の所有権は移転する。
- (2) 農用地利用集積計画に定められた法律関係の失効
1の各筆明細に定められた対価の支払期限までに対価の全部の支払がなされなかったときは、当該土地の所有権に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。
- (3) 所有権以外の権利の消滅
所有権を移転する土地に第三者のための担保物権等が設定されているときは、所有権を移転する者（譲渡人甲）は当該権利を消滅されるときに、当該権利が登記されているときは、所有権の移転時期までにその登記を抹消しなければならない。
- (4) 租税公課の負担
所有権を移転する土地に係る固定資産税、土地改良賦課金等は、その所有権の移転時期の属する年度については、譲渡人甲が負担する。
- (5) 所有権の移転の登記
この農用地利用集積計画による所有権の移転の登記は、所有権の移転を受ける者（譲受人乙）の請求により、町の嘱託により行なうものとし、譲渡人甲はこれに協力しなければならない。
- (6) 経費の負担
所有権の移転の登記に要する経費は、譲受人乙が負担する。その経費については、譲渡人甲及び譲受人乙が協議して定める。
- (7) 法律関係の解除
譲渡人甲又は譲受人乙は、相手方がこの農用地利用集積計画に基づく義務を履行しないときは、この農用地利用集積計画によって成立した法律関係を解除することができる。
- (8) 所有権取得者の義務
譲受人乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、所有権の移転を受けた土地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
- (9) その他
この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、譲渡人甲、譲受人乙及び市が協議して定める。

(記載注意)

- (1) 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中に第1から第4までのいずれかとの関係中にその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、同一公告に係る計画によって、利用権等の設定、移転が2つ以上ある場合には、それぞれ合算して面積を記入する。
- (3) (C) 欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収入も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C) 欄の「関連事業等の内容」には、耕作又は養畜の事業に「①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託」、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C) 欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C) 欄の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等（以下「農業」という。）の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また、「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の農用地利用集積計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合には空欄）、「初年度」から「3年度」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D) 欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式（議決権のあるもの）に限る。）の数を記載する。
- (8) (D) 欄の「前年実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D) 欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する堆肥会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E) 欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役（以下「業務執行役員」という。）が生活の本拠としている場所を記載する。
- (11) (E) 欄の「年間農業従事日数」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E) 欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年度実績」欄には、農用地利用集積計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。
- (13) (F) 欄の「主な農機具の所有の状況」は、リースも含む。なお、リースにおいては（ ）括弧書きで台数を記載する。